

入 試 年度	2026 年度	入試時期	I 期入学試験	実施日	2025 年 9 月 17 日
課程	博士前期課程	研究科	文学研究科	専攻・ コース	史学専攻日本史学 専修
入 試 方式	一般入学試験		試験科目	専門科目	

「解答」または「解答例」及び「出題の意図」

【解答】 or 【解答例（採点時の観点）】

大問〔Ⅰ〕

日本史上の内乱・内戦についてそれぞれの時代的特徴をふまえながら通史的に記述する小論文問題です。採点時の観点としては、古代から近代に至るまでの主な内乱・内戦についてその時代背景と何をめぐる争いで、どのような結果をもたらしたのか、特定の時代に偏らずに簡潔に記されているか、自分が研究する時代の前後の時期にも十分な目配りできているかに焦点を当てて採点します。

大問〔Ⅱ〕

古代から現代に至る史料を読解し、設問に答える記述問題で、5 題から自分が専攻する時代を含めて 2 題を選択します。各設問の解答例は以下の通りです。

（１） 古代

問一 其れ衛府の罪人を糺捉せば、京に貫属せるに非ざれば、皆刑部省に送れ。

問二（例）みな犯罪が起こり発覚した官司において審理して判決をしなさい、ということ。

問三（例）徒罪以上に該当する罪を犯したならば、刑部省に送って判決する。杖罪以下に該当する罪の場合は、犯罪の発覚したその官司で判決をすること。

（２） 中世

問一

① したじ 中世の土地財産を意味する所領のうち土地そのものをさす。

② さくしき 中世の耕地で実際に耕作する人物の耕作権と収益権をさす。

問二

ようようあるによりて、じきまいさんこくはちと、うりわたしもうすことじっしょうめいはくなり、てんかいちどうのとくせいおこないそうろうとも、いらんさまたげあるまじきものなり、

問三

とくに必要があるため、三石八斗の米を代価として、（この土地を）売り渡すことは偽りや誤りのないことが明らかである。いくつかの国々でひとしなみに徳政が行われたとしても、この売買に背いたり、妨げたりしてはならない。

問四

文書名：元龜三年十一月二十六日掃部大夫某下地売券

様式・形式の特徴：時間的な制限をつけない売買契約の形式で、徳政の適用を受けないことを約した担保文言を有する。買主の名前を宛所として記しており、書札様文書の様式からの影響が想定される。書下年号の途中に、この箇所のみカタカナを用いて干支を記しており、簡略な花押を記す売主のリテラシーに配慮した可能性も想定される。

(3) 近世

近世史料の音読に関する問題を出題しました。また史料に記された当時の政権担当者の名を問いました。史料の大意や史料が発せられた当時の社会状況に関する問題では、当時の政権が課題とした物価の安定化や都市の治安維持を解答するものです。

(4) 近代

問一 日米修好通商条約およびその内容

問二 老中堀田正睦が上京し条約勅許を求めた際に、再度大名と衆議するように命じ、事実上却下した経緯を問う。

問三 大樹公は徳川家定、有司は井伊直弼

問四 候文の読み下し（ひとえにおぼしめされそうろう）

問五 水戸・尾張藩主が条約調印を違勅とし、将軍に届のない不時登城を行った結果、謹慎を命じられた経緯を問う。

(5) 現代

1933 年に発生した滝川事件に関する史料情報、背景および結果について、歴史学研究の知見を踏まえた幅広い視野から、正確に説明することができるかを採点時の観点としました。

問一 アー京大 イー滝川

問二 鳩山一郎。一九四五年結成の日本自由党の総裁となったが、戦前に滝川事件に関与していた等の理由から占領軍によって公職追放された。1952 年に政界復帰すると、吉田茂と対立した。1954 年に首相に就任し、原子力基本法の制定、日ソ国交回復、国連加盟などをなした。また、1955 年に結成された自由民主党の初代総裁も務めた。

問三 文部省学生部は、マルクス主義などの社会主義思想が学生に広がったことへの対策（思想対策）を目的として、1929 年に設けられた。1933 年に起こった史料の事件では、学生思想問題だけでなく教員の学問研究にも干渉した。1934 年に思想局に改組され、広く学校教育や社会教育に対する思想上の指導監督を担うようになった。

問四 1933 年。その後、文部省は滝川幸辰の休職処分に同意するよう京都帝国大学に迫ったが、総長や法学部教授会が反対し、政府は滝川の著書発禁や休職処分を強行した。これに対して、法学部教員は辞表を提出して、休職処分および学問研究の自由に対する干渉に抗議した。また、学生や言論機関からの京大支持の動きも表明された。

大問〔Ⅲ〕

古代・中世・近世・近代・現代の歴史用語 10 題のうち 5 題を選択して、簡潔に説明ができるかを問う記述問題です。採点時の観点としては、古代から現代に至るまでの重要な歴史用語について、その本質を的確に説明し、その歴史的意味を明らかにできるか、自分の専門とする時代だけでなく、幅広い知識を有しているか、に焦点を当てて採点します。

【出題の意図】

大問〔Ⅰ〕

内乱・内戦に関する知識は、政治史研究をおこなう上で不可欠のものであり、その時代的特徴をつかみ、どのような結果をもたらしたのかを通史的に把握することは歴史学研究に取り組む際に必ず必要なことです。自分が主として研究する時代だけでなく、その前後の時代への目配りがされているか、研究者としての素養や歴史認識の広さを見極めるための問題となっています。

大問〔Ⅱ〕

(1) 古代

古代史料の基本である漢文の読解力を問いました。その上で律令による裁判権の知識を、あるいは知らなかった場合でも漢字の字義などから推測する能力があるかについても問いました。

(3) 中世

日本中世史の基本史料である古文書の読解力を問うとともに、中世社会に関する基本的な知識の定着度を確かめるところに焦点を当てています。

(3) 近世

史料を読解するという、文献史学の基本的な能力をはかる意図です。史料を読解するには、音読、近世日本に関する基本的な知識の習得が必須です。それらにそった出題です。

(4) 近代

戊午の密勅が幕末政局に与えた影響について、史料の読解力および基礎的な史実の理解度を問うところに焦点を当てています。

(5) 現代

1933 年に発生した滝川事件に関する史料を読み、空欄に当てはまる語句、下線部および史料の内容や背景に関する事柄を取り上げた。とりわけ、学問・思想に対する統制についての歴史的意味および、特定の時期だけでなく 1920～50 年代の政治史・社会史に焦点

を当てて出題しました。

大問〔Ⅲ〕

様々な時代の歴史用語を簡潔に説明ができるかどうかを問い、歴史用語を正しく理解し、知識の定着度と用語の位置付けができるか否か、研究者としての歴史認識の的確さと広がり判定するための問題となっています。

合否判定の方法及び基準

入学試験は文学研究科のアドミッションポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッションポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。